

Ⅱ 明治・大正期の三輪

一、明治のころの三輪

1 維新後の変革

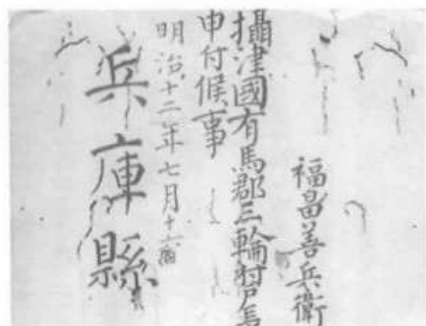
版籍奉還と 明治二年六月二十日、九鬼隆義は、版（土地）と籍（人民）を朝廷に奉還し、三田藩知事に任じられました。廃藩置県 そしてこれまで通り藩庁を旧陣屋に置いて三輪村など有馬郡の旧領地と、氷上郡の飛び地を管理していました。四年七月十四日の廃藩置県で三田藩はいったん三田県となり、九鬼は県知事に任じられましたが、半年たらずの十一月に兵庫県に合併されています。

その後、三輪村等は兵庫第十七区に編入され、区役所は三田町屋敷町に設けられました。三輪村の戸長役場はいまの三輪会館のところにありました。そして兵庫から旧庄屋や旧年寄など村の有力者が選ばれて、戸長や副戸長に任命されます。福島家には明治初期の辞令が数枚あります。そのうち副戸長、戸長の辞令は次頁の通りです。善兵衛は明治七年に副戸長、五年後に戸長に任命されています。

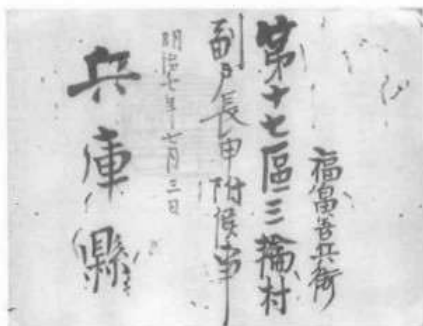
戸長の仕事は、新政府からの布告の伝達、戸籍の管理、租税の上納などで、新しい区の事務は旧村を単位として処理されました。また、このとき十戸を一組とし、戸長の権限で月番制の仕長を定めています。



三輪村戸長役場の印



福島戸長辞令



福島副戸長辞令

一揆の農民が 明治二年十一月に三田藩内で百姓一揆が起きました。このとき、上野に集結 有馬郡内で一揆に参加した農民が三輪・上野ヶ原の天狗ノ鼻に集結し、一揆が解散するときもここに集まり、上野が一揆の大きな舞台になってい

す。 維新で世直しができ、農家の人たちは封建制度から解放されて、生活が楽になると期待していました。ところが年貢は藩政時代と変わらず、生活は少しも変わらな

いばかりか、この年は気候が不順で、夏の水害、秋の冷害が重なって米の生育が悪く、例年の半作となりました。 このため領内六郷の庄屋たちは、連名で藩庁に「平年半作につき年貢の半減」を嘆願しましたが、藩当局には聞き入れられませんでした。年貢を納めきれない農民たちの不満が爆発し、下田中村の仲惣左衛門らが郡内の諸村に決起を呼びかけ、十一月十三日「各村有志御中」として五十三カ村に檄文を出しました。

その内容は「急書を以て減租を嘆願したが、受け入れられず、今や五十三カ村は餓死を待つ状態である。我々は最後の手段を以てあくまで初念を貫徹したい。来る十一月十五日夕を期して各地ごとに同志を集め、同日夕刻三輪で落ち合う手はずで参加されたい」というものでした。

十四日には、まず藍、相野、高熊など藩領西部の諸村の農民が立ち上がりました。十五日定刻には諸村の農民が、箕の笠に草鞋履きで、それぞれ苅口や鉞、棒切れを持って上野に集合し、酒屋岸半の倉庫から割木を選び、篝火を焚いて氣勢を上げました。

一方、藩庁では一揆の群衆が城下へ向かうとの報を受け、参事白洲退蔵らが出張し、加茂、野上の間で解散を命じました。駕籠を叩きつぶされ、また馬に乗って駆けつけた藩知事九鬼隆義も手に負えない状態となりました。

十六日に一揆の農民たちは、竹法螺を吹き鳴らしながら大道ケ原から三輪、三田の町へ向けて坂を下っていきました。初めに三輪町学校所、干鰯商の三木屋武助を襲って米二、三石と干鰯三駄を道路に散らしました。さらに勢いを得て絞油業の油屋友蔵のほか、質商で札所の深田屋（福嶋）善兵衛の家財や質物帳面を破り焼き捨てたあと、三田町の豪商を次々と襲いました。

そこで藩庁は「本年の年貢四分引き」と大書した制札を出しましたが、農民たちは承服しませんでした。藩庁ではさらに「本年の年貢一分は小西九兵衛（三田、酒造業）・松田岸半（三輪）より支弁いたすべく候」という制札を出しました。これをうけて一揆の指導者たちは願書の条項について協議するため、十八日に再び上野ケ原に参集するよう呼びかけて引き上げさせました。

十八日には数百人の農民が上野に集合し、①本年上納米は平年の五分とすること②公田、寺田・宮田を従来通り、村方に下げ渡すこと、など十数項目を確認しました。藩庁はこのうち二項目だけ聞き届けましたが、一揆の主謀者たちは捕らえられました。捕らえられた主謀者らは、京都から訪れた新政府の裁判官によって裁かれ、指導者の惣左衛門は死罪が言い渡されています。

三輪の庄屋、井元惣右衛門（入牢後に與右衛門と改名）は、郡内の庄屋の内、ただ一人この一揆に参加していません。上野から志手原、小野を経て見比峠まで来たとき、数人の農民が「もう家に帰りたい」と弱音を吐いて引き返そうとしました。このとき井元は「わしは三輪の井元惣右衛門や。小柿の同志が待っている。元氣を出して頑張って行こう」と呼びかけたことから、主謀者の一人と見られ、「禁固半年」がいい渡されました。当時、惣右衛門は三十四歳でした。禁固はゆるやかで、しばしば夜は家に帰ることが許されたといわれています。

この年は各地とも凶作に見舞われ、全国の百十三箇所まで直し一揆が起きています。

地租改正と 新政府は封建制度から脱却するため、維新後、積極的に行政改革に取り組み、納税の近代化をはかりました。

地券の発行 藩政時代は、土地の収穫を標準とした米の物納でしたが、地租改正以降は地価を基準とし、豊作や凶作に関

わらず、お金で納めることになりました。まず、課税の対象を的確に把握するため、明治五年に大蔵省達第二五号で地券渡方規則を發布して土地の所有権の所在を明らかにし、翌六年七月、太政官布告第二七二号で地租改正条例を公布しました。

課税対象の土地は、第一種が田、畑、宅地、山林、原野など、第二種は潰れ地、墳墓地などで、土地の所有者には地券を交付しました。このとき各土地ごとに地価を定め、その百分の三（明治十年以降は百分の二・五）を地租（税金）として課税しました。

新しい課税方法が導入されることになり、三輪近郊でも利害得失、権利の主張等もあり混乱がおきました。この急激な押しつけの課税変更には、有馬郡内の村々から減租の嘆願が相次ぎました。下田中村では明治八年十二月に地価修正願を出しています。成谷村でも翌九年八月に森岡昌純兵庫県令に「地租改正の等級が定められたが、その等級に高下不等がある」として「地租改正嘆願書」を出し減租を申し出ています。しかし、ほとんど認められず、なかには郡内の一部の村では不納で対抗したということでした。

山林原野については、所有関係と収益方法によって、官有林と民有林に大別され、官有林のうち旧幕府の領地は、明治初年に朝廷に移管され、三田藩の領地も版籍奉還によって国有林となりました。とくに山林原野の入会地等については、隣接する各村の言い分もあり、なかなか境界が決まりませんでした。このため政府は、明治九年の地租改正事務局議定第一条及び第二条で

「長年の入会の慣行に照らし、土地を所有すべき道理があると認めたもの、即ち土地を所有するが故に樹木の植え付け、焼き払い等をしてきたものに対して、所有権がある」との判断を下しました。

これを受けて県は十年六月、摂津の山林原野の地租改正に着手しました。同時に丈量（土地の測量）規則を定めています。この規則で隣村との境界を確定し、土地一筆ごとに地番を付け、面積を測り、地目（用材林、薪炭林、柴地、草地、竹林、

水源涵養林（かんようりん））を区分しました。また、三輪村の大道ヶ原など上野の山林原野についても、これまでのいきさつや慣行などを上申させて公有地（一村公有、数村入会の野山）の官民有区分を確定しました。

区有文書に明治十年から二十年に兵庫県が発行した地券が六十二枚あります。それによると、三輪村所有のものが五十七枚、三輪村他三村所有のものが三枚、五か村所有のものが二枚あります。発行年別では明治十年が二十二枚、十四年が六枚、十五年と十六年が二枚づつ二十年が三十枚となっています。字別では大道ヶ原と宮ノ越が八枚づつ、清水が七枚、丸山が六枚、草場が五枚、屋添と小松ガ谷が四枚、吹上が三枚など。土地の種別では宅地が十六枚、原野と田が十二枚づつ、山林が十枚、溜池が五枚その他、池沼、畑、墓地、藪地などです。地券の一例をあげると、面積が一番広いのは明治十四年発行の三輪村他三か村共有の大道ヶ平の七十町歩で、地価は六十七円六十銭、これに対する地租は二円二銭八厘でした。これらの地券には地価や地租の修正が行われており、その訂正印には明治十年から十四年までは「有馬郡書記、河村馬太郎」となっており、その後「兵庫県主事有馬郡長、山崎矩貞」、明治二十年のときには再び「主事有馬郡長心得書記、河村馬太郎」の印が押されています。この河村馬太郎というのは、三田藩で百三十石取だった河村正馬と関係があるのでしょうか。

このとき所有者を明記して一筆ごとにも細表を編成すると共に、字限り、一村限りの地図を作成することが定められました。

三輪村全図

三輪財産区に「三輪村全図」が保管されています。この地図は縦五十五サ、横八十サで、山林原野は緑色、田地は桃色、宅地は無地、神社は赤色、水路は水色で、書き入れ文字は黒色と、六色に色分けされています。作成されたのは明治十三年一月二十四日で地図の左隅に隣接村の代表者の署名があり、三輪村の戸長名が福嶋善兵衛となっています。三輪村に続く各村の署名者は次の通りです。

東隣高次村戸長・西井恒右衛門、西隣川除村戸長・福井寿吉、南隣北三田村戸長・片山源次郎、北隣大原村戸長・大原善左衛門となっており、それぞれ押印してあります。

桃色に塗られた字名は、「1 字片浮」、「2 字曲り」、「3 字頭田」、「4 字秩部」、「5 字毛志免」、「6 字長田」、



手書き地図—三輪村全図

所記してあり、山林には番号は付されていません。

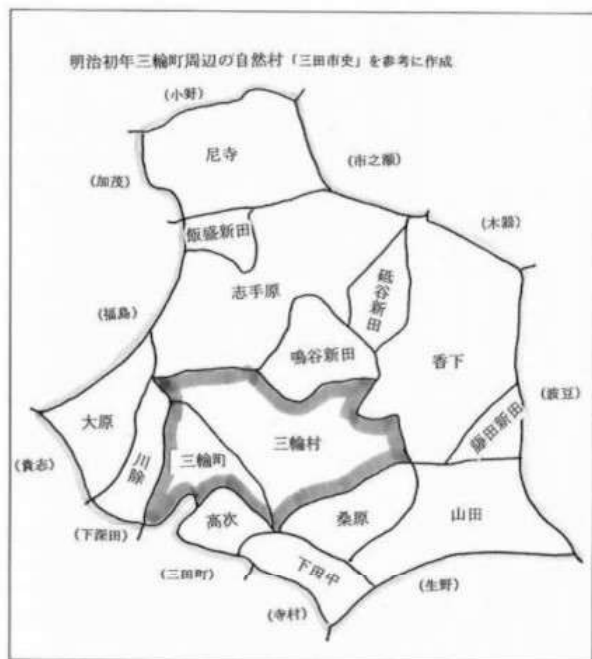
村界は北東は「山田村、桑原村、高次村、三輪村立会原野界」、東は「高次村界」、南は武庫川に接して「北三田村界」、西は「川除村界」、北は「大原村界」となっています。村の境界には一番から九十七番までの番号が付され、地図の上部には各番号から次の番号までの方向と、距離が間数で書かれています。これらは調人用掛、三輪彦四郎、炭谷文右工門によって調べられ、兵庫県令、森岡昌純に提出しています。

このとき地元の人たちが、藩有時代から上野ヶ原の原野山林で下草や薪を刈っていた入会権が認められ、官有地への編入は免れました。これらの入会地は、一応、村民たちの共有地となり、政府はその証拠として地券を交付しています。

難航したこの改租事業で、これまで不明瞭であった村界や、入り組んでいた村界が整理され、このとき確定された土地の境界が基本になり、現在にいたっています。

- 「7 字柳ヶ坪」、
- 「8 字大切」、
- 「9 字住吉」、
- 「10 字茂原」、
- 「11 字田屋ノ前」、
- 「12 字西谷」、
- 「13 字清水」、
- 「14 字屋添」、
- 「15 字嵩ノ西」、
- 「16 字小島田」、
- 「17 字杉ノ元」、
- 「18 字草場」、
- 「19 字宮ノ越」、
- 「20 字小松ガ谷」、
- 「21 字砥白谷」、
- 「22 字大道平」、
- 「23 字吹上」と番号付きで書かれています。

緑色の字名には、三輪神社の裏山が「字丸山・松山十町八反一畝四歩」、城山付近は「官林」、その西は「杉谷・松山十三町六反五畝六歩」、官林の北側は「字吹上・松山十一町八反七畝二十七歩」と飛び地が五箇



合併によって大きな三輪村となる

町村制 政府は明治二十一年、町村を行政単位として把握するために町村制を公布しました。当時全国には七万あまりの村がありましたが、戸数は七十戸から百戸ほどで形成された小規模なものでした。政府は行政効率の向上をはかり、近代的な地方自治体としてふさわしい規模。つまり一町村を三百戸ないし七百戸程度に拡大するため、各地で町村合併を進めました。この合併のときに市町村が初めて明確に法人格として成文化され、近代的な地方自治の体制が建てられました。

翌二十二年に当地方でも合併がすすめられ、三輪村(区)は、川除村・大原村・尼寺村・志手原村・成谷村・香下村・山田村・下田中村・桑原村・高次村の十カ村と合併し、新しく大きな範囲の三輪村が成立しました。旧村はそれぞれ三輪村ノ内三輪村とか三輪村ノ内高次村などと呼ばれました。

このとき合併の円滑化を図るために、これまで町村の一部で財産を持っているものについては、新しい町村に移さず、これまでの慣行通り旧村で所有することとしました。これらの財産は、本来、新しい町村有とされるべきものでしたが、例外的にこれを免れたものです。

町村制が施行される以前の町村は、行政村と自然村が未分化の状態で、行政上の単位であるとともに、生活協同体としての機能をもっていました。同制度の施行によって、行政村としての機能は新しい町村

に、また村祭りや水利権をはじめ集落の共同事項など自然村としての機能は、それぞれの旧村に引き継がれました。

この当時、入会山は、農民にとって燃料源、肥料源、飼料源等として不可欠の生活資源でした。このため金銭的な経済観念は薄く、林産物の商品化はほとんど行われていませんでした。その後、農村にも貨幣経済は徐々に浸透し、町村が自治体の機能を果たすために現金収入を確保する必要がありました。当時における農民の収入では充分の歳入を期待することが困難でした。

2 三輪財産区の基盤できる

共有原野 この町村合併のときに、旧村は、町村制上の公的集団と、古くからの慣習によって財産を持つ法制上の権利集の再編成 団に改編されたといわれます。これは、町村行政の下部組織として機能させるために、合併前の旧村が所有していたそれぞれの財産・利益・慣行を守ることでもありました。旧三輪村(区)は「三輪村之内三輪村」となりましたが、旧財産を新三輪村に引き継がずにそのまま管理し、運営をおこなってきました。

この合併を契機として、藩政時代から数村が入会で利用してきた共有原野等について、使用区域の再編成が行われたようです。その際、分割購入によって新しく三輪村(区)の所有になった土地があります。この背景となったのは、町村制施行のときに「町村合併ノ標準」として指示された内務省訓令の

「若シ他町村ト共有ノ財産アリテ分割ヲ要スルトキハ、其現物ヲ分割シ、又ハ評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシムベシ」の条項であるとみられています。

明治二十二年に村有の土地の一部が個人に売買されて私有地化されていますが、その事情は不明です。また、明治二十四年に高次、桑原、山田、三輪の四村共有であった、大道ヶ平の土地の一部が、三輪村(区)に売られています。また三輪村(区)の土地が成谷村へ、高次、三輪両村共有の土地が三輪村(区)に売買されています。このとき高次村等の住民は代金

三輪村所有土地利用形態（大正10年10月17日）

字	地番	地目	台帳面積	現 況	備 考
大道ヶ原	1294-1	山林	422,318	松20年～50年生	貸付地※以外は毎年2回 当地住民に落葉を拾得せしむ
大道ヶ原	1296-1	山林	15,518	松15年生	内1反歩 漆喰(しっくい)土採取地なり
小松ヶ谷	1,292	山林	3,119	急斜面 小松雑草生地	利用の方あるも未だ着手の運にいたらず
大道ヶ原	1,302	山林	2,000	松15年生	
杉 谷	1138-1	山林	710	松50年生他	溜め池保護林なり
丸 山	1,253	山林	302	雑木20年生他	利用の途あるもその運に至らず
小松ヶ谷	1,293	山林	202	急斜面 小松雑草生地	利用の方あるも未だ着手の運にいたらず
大道ヶ原	1,113	原野	1,609	稚雑木草生地	草刈り場
吹 上	1,104	原野	1,328	稚雑木草生地	草刈り場
吹 上	1,060	原野	1,200	稚雑木草生地	草刈り場
杉 谷	1,137	原野	427	稚雑木草生地	草刈り場
曲 り	46	原野	323	荒地水溜	魚類により利益を得る
大道ヶ原	1,037	原野	305	篠柴密生	利用の方なし
大道ヶ原	1,043	原野	116	篠柴密生	利用の方なし
大 切	257	原野	16	篠柴密生	利用の方なし
小 島 田	632	原野	12	荒地水溜	利用の方なし
茂 原	302	原野	9	篠柴密生	利用の方なし

※1 内1町歩は明治26年8月より酒井力造他2人に貸付く

▷内3反8畝25歩は大正6年8月より13年間勝辺竹松に貸付く

▷内3反8歩は溜池敷きに成谷へ無期貸付く

▷内3町歩 樹間に生ずる草は川除住民が刈り取る慣行あり

▷人工手入れはせず、菌種の生産により収益を得つつあるなり



明治31年の原野人名簿

原野人名簿で利 明治三十一年五月の「原野人名簿」や、明治四十年八月改正の「原野掛金簿」裏表紙に記してある「大用形態わかる 字三輪村区有原野貸借規約」の資料によっても、当時の利用形態がうかがわれます。それによると

一、大道ケ平の株を所有するもののみ、原野借受けにかかる権利を有す。ただし追って寄留してきた者で株を所持した場合でも、原野にかかる権利はない。

二、その権利を他人に売買譲渡できず、また権利保有者が他町村に移住した場合は、本籍の有無に拘らず、その権利を失う。
三、原野借受人は毎年六月、十二月の両度に掛け金を納入せねばならない。滞納した場合は直ちに一切の権利は没収される。
四、運営は従来慣用を適用していくが、新株の募集等必要な事項は部落会の決議による。

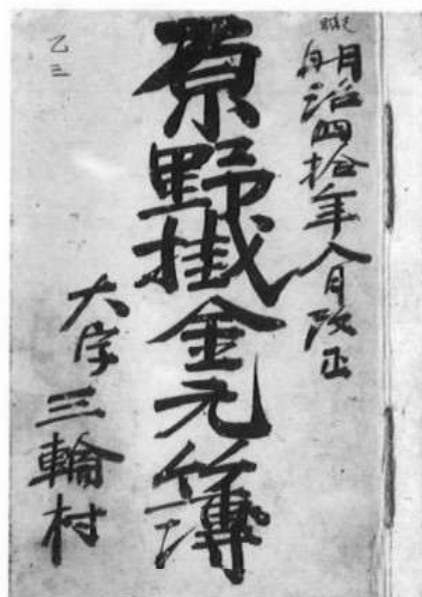
以上の内容です。その中で注目されるのは、本来入会権というのは「ある特定地域の住民が、一定の山林原野において、灌木を伐刈し薪を得る等、共同で収益をあげることができる」というのですが、三輪村(区)内部では、明治末年には「株」をもつ特定の者だけが伐刈することができます、というものになっています。

入会の場合が特定の人だけの利用に変わっていったなかでも、「生活協同体としての村」の総百姓持ちの地である意識が働いていたことを示す証があります。資料の時期は少し遡りますが、明治二十五年七月二十七日、三輪村之内三輪村の「共有山林田地売却金預ケ方に付約定、及預金請取、証并保証券」です。

この資料によると、三輪村之内香下村字アミダノ西の一部など五カ所の共有山林、田畑を売却した金三百九十四円を三輪村(区)各戸に「預ケ置」いています。このとき

「非常ノ事件出来シ為ニ金員ヲ要スル場合出来セシ際ニハ直子ニ出金可致」

と約定しており、戸籍のある人、同居人、寄留人で少しずつ段階的に差を設けています。ここで「配当方の差」を設けたのは、「協議費等ノ



明治40年の原野掛金元簿

村内へ出金義務ノ厚薄アルニ付」というのが理由です。

この資料で注目されるのは、同居人、寄留人も含めて三輪村(区)村民は、入会村持地の総所有者であることがわかります。村の管理へ果たす役割や出資金の多寡によって、配当金も異なっていることは、入会権行使の資格にも差があったことが推察できます。

この「株」についても、旧地主と旧小作人との権利行使上の差が反映しているのではないかとみられています。このような権利上の差等があっても、三輪区民全体が生活共同体としての村の基礎をなしていることがよくわかります。

区民の半数が 大道ヶ平の原野は、その他に明治二十六、七年頃、植林事業に利用されたり、あるいは明治三十六年に借出金して管理 受人に地上の松の木が売り払われている記録がみられます。また原野の一部では桃や梨などの果樹が栽培されていました。その後、この原野については、明治三十年代後半には契約をかわした賃貸借が行われ、さらに村外の者まで賃貸借するようになり、入会権の解体度を深めています。

この頃、町村の財政は、財政的な裏付けがされていませんでしたので、政府は財政の強化の必要を認め、部落有財産を町村財産に統一させる方針をとり、明治四十三年以降、部落有林野の統一が政府並びに府県の勧奨や町村の斡旋あせせんによってすすめられました。しかし、永年の慣習と各地域の特殊事情によって容易にその効果を上げることはできませんでした。

いま三輪財産区に保存されている各地所賃貸借契約証によって、その貸借の状況をみますと、次表のとおりです。

大道ヶ平 賃貸借状況

賃貸年月	面積		賃貸人氏名	借受人氏名	期間	借地料 (年間)	利用形態等
M37.1.11	5反6畝 17歩	惣代	井殿恒右衛門 藪内 富吉	三輪村、 曾谷徳之助 馬場直五郎 扇野 亀蔵 大和幾太郎	13年	反歩に金 50銭	現状を非常に変更するときは前もって承諾を得ること 不明
◇	3反		◇	扇野 亀蔵 大和幾太郎	13年	反歩に50 銭	不明
◇	2反9畝 6歩		◇	曾谷徳之助	13年	反歩に50 銭	不明
◇	3反19歩		◇	馬場直五郎	13年	反歩に50 銭	不明
◇	3反1畝 13歩		◇	扇野 亀蔵	13年	反歩に50 銭	不明
◇	3反3畝 9歩		◇	大和幾太郎	13年	反歩に50 銭	不明
M39.5.10	1町5反 2畝27歩	区長	炭谷芳太郎	新家 林助	5年	5円	耐火煉瓦製造原料の白土の乾燥場使用
M40.7.13	9反歩	区長	寺本新十郎	長尾村上津 安井 徳松	3年	反歩に1 円	貸借地を競馬場以外の使用不可
T6.1.15	6反1畝 6歩	区長	坂田寅之助	曾谷徳之助	13年	反歩に1 円95銭	
T6.8.1	6反1畝 13歩	区長	坂田寅之助	勝部 竹松	13年		
S4.9.19	42町2反 3畝18歩	区長	藪内嘉十郎福 西昇之助他5 名	武庫郡六甲 佐藤 満	30年	1000円	ゴルフ場に使用 保証有価証券額面1万円

このように地元の人たちはこの原野を守り、原野から利益を受ける一方、掛け金などの義務も負って、税金等も納めてきました。そして小松林を保護育成して松茸まつたけの生産による収入を見るまでになりました。明治以来、区民の協力のもとに地区有林の濫伐を禁止し、年々相当の区費を投じて、砂防や植林等に努力してきました。当時の記録にも残されていますが、三輪地区二百数十戸のうち、約半数に当たる百二十戸の人が年々お金を出しあっています。

これらの先人たちが管理保全をしてきたお陰で現在の財産区につながっています。

3 町の模様

小学校 幕末に三田藩内では庶民対象の学校として、文久年間に三田市学校が建てられ、慶応三年（一八六七）から明治の開校 三年（一八七〇）にかけて三輪村、志手原村などで九つの郷学校が設立されました。これらの郷学校は寺子家並

みのものだったらしく、藩政時代の経費は藩庁がその土地の人民を勸奨して寄付金を出させていました。郷校の教科書は読書、習字、そろばん等で、教師一人、生徒は八歳から十四歳ぐらいの五十人程度で、午前九時から午後三時頃まで開いていました。教師は藩士の中から選んで兼務させていました。三田藩家老・白洲退蔵が文明開化の風を取り入れ、福沢諭吉の著した啓蒙書などを大量に購入し、郷学校等に配布しています。

明治五年の学制で全国に小学校が設けられましたが、郷校にそのまま「小学校」の門標を掲げた程度のものであったようです。旧庄屋を世話係とし、経費は旧社寺地や伊勢講田等の収穫でまかない、建物は旧社寺の別当などを利用したようです。

三輪小学校の沿革史では同校の創設は「明治三十六年四月」となっていますが、それ以前にも三輪に小学校があったことを裏付ける史料や記述があります。

①明治二年に起きた一揆のとき

「明治二年十一月十五日摂州有馬郡三田九鬼長門守領分百姓残らず集まり、御城下に打崩申候、初めに三輪町学校所・



小学校の世話人係の辞令



明治9年の三輪校長辞令

(中略) 右之者大荒れに及申・・・

とあり、上野から駆け下りた農民たちが最初に「三輪町学校所」を襲っていますので、当時すでに三輪に学校があったことがわかります。

②明治六年六月に創設の三田小学校沿革史には「明治十一年二月、三田、同盟、三輪、貴志、丸岡の五校を合併して三田小学校を設立」とあり、このとき三輪校を合併しています。つまり、この当時、郷校に近い小学校が林立していたのを三田小学校に統合したものとみられます。

③今回の「三輪区史」の編集、調査で区民から提供を受けた福富文書に「福富善兵衛第十七区三輪校長申付候事 明治九年九月二十九日 兵庫県」となっており、これが明治十二年の辞令では、「三輪村戸長 福富善兵衛 有馬郡三田小学校世話掛申付候事 明治十二年七月二十一日 有馬郡役所」となっています。つまり、九年頃、すでにあつた三輪校は十一年二月に三田小学校に統合され、地元の有力者は学校の統合と郡制の施行により、この辞令の通り、役職が替わったことがわかります。

十二年一月に区画を廃止して県に直結した行政区画として郡が設置されました。そのためこれまで兵庫県が交付していたのが、行政としての郡役所からのものとなっています。この郡制施行で三輪村など十四カ町村の郡役所は、三田町下屋敷に置かれ、初代郡長、山崎矩員の治下に置かれました。

明治になってから三輪村と役場の移り変わりを整理してみますと、七年八月三輪町(町)と三輪村(地家)とが合併して現在の三輪区が形成されました。十六



明治18年の学校費領収書

年七月に三輪組戸長役場となり、十九年六月二十五日に三輪村他十カ村戸長役場となっております。

三輪神社の本 明治十二年九月九日、三輪神社から兵庫県令、殿と社務所 森岡昌純宛に送った書類の写しがあります。そのなかに三輪神社の旧社務所の模様が記載されています。これによると

門長屋 桁行七間半（十三・五^寸）^寸、梁行三間（五・四^寸）^寸
 社務所 桁行九間（十六・二^寸）^寸、梁行五間半（九・九^寸）^寸

土蔵 桁行二間（三・六^寸）^寸、梁行二間（同）となっております。これらの建物は改修されて現存していません。

また、明治三十二年十月に本殿の屋根を修理しています。丹波水上郡、屋根工宮脇文三郎から氏子総代、井殿恒右衛門に宛てた「神社屋根葺替定約証」によると、当時、三輪神社の屋根は檜皮葺であったことがわかります。総工費は百二十七円五十銭で、三十三年旧正月十五日より着手しています。これはこの年の正遷宮（五月三日〜五日）に先立って社殿の修復が行われたようです。

神職の任 維新後の廃仏毀釈以降、神社に対する国の干渉も強くなってきました。神職の任命についても相当厳格であった命申請 たようです。

三十三年に藪内富吉他二名から大森鍾一県知事にあてた「社掌員数認可申請」があります。それによると、当時、三輪神社の宮司は杉本又市であったことがわかります。又市はのち好穂と改名しています。三月十七日に申請して十二日後に「書面之趣認可可」と、このときはすぐに認可の書面が届いています。その後、好穂が病気になっていったん辞職後に、再度申請したときには、なかなか認可の書面が届きませんでした。

杉本好穂は、三十三年から三十七年にかけて桑原村の感神社、加茂村の天満神社、下田中村の天満神社、山田村の感神社、

高次村の八幡神社、川除村の御霊神社、大原村の大歳神社の各社掌を拜命していましたが、病気のため三十八年三月にいずれも辞職。その後、欠員のままになっていました。総代会で協議の結果、その後、病気も全快したので七月に再度、「最適任者である」として、氏子総代十二名が連署して服部一三県知事宛に提出しました。ところが、二カ月後の九月になっても県から何の沙汰もなく、再度、氏子総代連名で県知事宛に次の追上申書を送っています。

「時局柄、日々、出征軍人祈願をするにも神官が欠員では自然中止となり、軍人遺族においても大いに不安の念を抱き、定例の祭典にも差し支えている。至急に辞令をいただきますように」と催促しています。

見舞金

三輪区では大災害が発生したときには、区民を挙げて見舞金を募り、兵庫県等を通じて被災地へ贈っています。明治二十六年に起きた県下の大きな風水害に金一円を寄付しています。このとき大森鍾一県知事から三輪村ノ内三輪村に贈られた感謝状が残っています。文面は次の通りです。

「明治二十六年県下風水害ノ際罹災者救恤ノ為メ金壹円寄付候段奇特ニ候事」

明治二十六年七月、貯蓄銀行条例が施行され、日清戦争後「勤儉貯蓄の美風を奨励し、零細資金を吸収して地方の富力の増進を図る」という趣旨で、零細な預金者を対象に開業しました。三輪貯金銀行は二十九年一月に創立、前中市次が取締役頭取となりました。

三十五年十月の三輪町の家屋調査によると、「三輪銀行」として木造瓦葺き、室数四と記録されており、三輪本通りで営業していたようです。

ところが日露戦争後の不況で銀行への不信もつり、四十一年ごろから銀行が次々と整理されていきました。

当時、三田町、三輪村では戸数が千数百戸のところ三田銀行、三田同盟銀行、三田実業銀行、三田共融銀行、三田帝国銀行の普通銀行が五行と、三輪貯金銀行の貯金銀行一行の計六行が乱立していました。六月になって三田帝国銀行が支払いを停止し、七月には解散したのをきっかけにこれらの銀行で間で統合の話がすすみ、四十一年八月に資本金二十一万円の



三輪貯金銀行印

三田銀行が設立されました。三輪貯金銀行はわずか十二年間ですが、三輪本通りに存在していたようです。

また、昭和初年に元松本肥料店のところに高平銀行三輪支店がありましたが、記録は残っていません。



三輪貯金銀行通帳

三輪村青 年会発足 各村には昔ながらの若い衆とか、若中などと呼ばれる青年の集まりがあり、氏神の祭りや消防などの諸行事をおこなってきました。明治三十年代になると、これらの若い衆が自発的に夜学を開くようになり、三十七年に三輪村の青年会が発足しました。組織的な拘束はありませんでしたが、地縁関係者の入会結びつきは非常に固く、半ば義務的な気持ちで加入した者が多かつたようです。

三十八年十二月に青年の団体に対して「青年に関する件」が示され、規約を整え、夜学会、共同作業、公共事業に尽くしました。この頃から、集落単位の青年会は行政村単位の青年会に少しずつ変わり、国家意識が強くなってきました。青年会の活動の場として四十四年に三輪村の公会堂が設けられました。広さは三十・七坪（約百平方メートル）でした。

消防組の設置認可 三輪には明治初年に竜吐水が一基がありました。三輪村の消防組第一部が、公設消防の設置認可を受けたのは、明治三十四年四月です。組頭には総谷利吉が任命されました。このとき消防標識旗・纏を四十円、高張り二円、

長鳶一本三円、鳶口十二丁を十六円、指揮鳶四丁六円、杣斧二丁五円、梯子二台六円、喇叭二丁二円、鋸・鎌四丁三円四十銭で新調しました。

四十年七月に水害救助のため舟一艘とロープ一筋を百円で購入し、翌年四月にこの舟を県当局へ寄贈しました。このとき服部十三県知事から「消防改善優良である」として、表彰状と木杯が授与されました。それと同時に舟とロープは「三輪村消防組専用で使うように」と指示があり、払い下げを受けました。

村立三輪小 三輪小学校は、明治三十六年に地元の人たちの熱い願いによって開校しました。この当時の模様について、**学校の開校** 昭和八年十二月に開かれた同校三十周年記念の式辞で、北中鶴藏校長は次のように述べています。

当時の三輪村では、志手原以外の児童は組合立の三田小学校に通っていました。自分たちの町がありながら他町村の学校に通学する、たとえそれは経費を分担しているとしても当時の児童はどんな感じがしたことでしょう。三田町は城下町ですが、わが三輪町は時代の進歩につれて鉄道が通じ、停車場が置かれ、交通網の中心地となり、最近特に発達して希望に燃える町であります。どうかして三輪町に学校がほしい、自分たちの学校を自分たちの町に、自分たちの力で建て、そして自分たちの町に真に役立つ教育を建設したいという、町民全部の念願が凝結して、本校の創立となったのであります。いよいよ本校創立の議が決まりますと、大西善太郎、前中市次、坂田市太郎、田和忠左衛門、上馬作五郎を建築委員とし六千円の巨費を投じてこの地に決め、三田校より分離独立することとなりました。明治三十六年四月十二日に開校式をあげ、この日から授業を始めました。創立当初はまだ校舎の建築が完成していなかったので、一部児童は駅前近くの倉の中で勉強したそうです。翌三十七年に高等小学校が併置されました。当時はまだ有馬郡に高等小学校が少なかったので遠く小野村、中野村、藍村等より通学した方々もありました。

設立当初の三輪の人たちの気持ちも代弁しているようです。この式辞にあるように、大正の中頃までは志手原や小野方面の高等科の生徒は草履履きで腰弁当、学用品は風呂敷包みにたすき掛けで三輪まで通学していました。

初代校長の荻野哲太郎校長は二十一年も在職し、大正十二年に亡くなりました。三輪村では村葬でもって礼をつくし、同校校友会員が来迎寺に墓碑を建立しています。

日露戦争凱旋

軍人の歓迎

明治三十七年から始まった日露戦争は、十年前の日清戦争とは比較にならないほどの大規模な戦いが展開され、国民に対しても戦事下での協力態勢が一段と求められるようになりました。三輪区にも村役場から軍に關係する通知がたびたび届いています。

「明治三十八年九月一日夜十一時十分 三田駅着、将校以下三百五名 例により盛大に歓迎するように」
このとき、福知山から広島まで軍隊輸送の途中で、区民は小旗をもって三田駅まで歓迎に行きました。

日露戦争はわが国の勝利に終わり、国内は祝賀ムードにつつまれました。このとき各地では戦地で命をかけて戦ってきた勇士を迎えるのにどのようにすればよいか、とまどいがあった模様です。区有文書に同年十一月付けでそれを知る一つの歓迎マニユアルが残っています。

一、汽車で凱旋の場合

- ・各停車場に大國旗を掲げる
 - ・三田駅において三田・三輪村愛国婦人会員の接待で湯茶を供給する
 - ・駅には球燈または小國旗を掲げて裝飾する
 - ・愛国婦人会、赤十字社員は徽章きしょうをつける
 - ・湯茶の費用は郡と各町村で分担する
 - ・沿道の各戸は國旗、提灯ちていを掲げる
 - ・凱旋軍人通行の場合は、郡役所より各町村に通知、町村長は各戸に通知する
 - ・授業に差し支えない限り学校生徒も歓迎する
- 二、陸路凱旋の場合

- ・各町村に一カ所以上の緑門を設ける
- ・沿道部落に大國旗を交差する
- ・沿道各戸に國旗と提灯を掲げ、夜間は点灯する
- ・各町村に一カ所以上の休憩所を沿道に設け、愛国婦人会が湯茶の饗応きやうおうをする
- ・凱旋軍人宿泊の場合は、出征軍隊宿泊のときと同様、誠心誠意待遇する



凱旋軍人歓迎の板札

三、郡内出身の凱旋軍人歓迎

- ・ 区々で帰還の期日も明瞭でないが、分かったものについては、速やかに村民に通知する
- ・ 通知を受けた村民は歓迎する
- ・ 歓迎の場所は町村境とする
- ・ 凱旋軍人に対して郡長より感謝状を贈る
- ・ 凱旋軍人が帰国されたときには慰労会を開く

県からの通達でしょうか。熱狂的な歓迎ぶりがかがえます。この年から五年間、一戸につき五錢宛、軍人待遇会費を徴収するようになりました。

この頃、春秋には三田盆地で陸軍の演習が行われ、兵士は三田、三輪の各民家に分宿しました。明治四十一年十月に役場から次の注意事項が届いています。

▽ 家屋や寝具を清潔にして、寝具は日光浴をして乾燥させること

▽ 軍隊では生水は禁止、煮沸したものを提供すること

▽ 特に伝染病がある家庭には、張り紙をすること

衛生面に気をつけるように注意を呼びかけています。

公会堂新築で九 明治四十四年に三輪公会堂を新築したのとき、九鬼隆一から扁額が贈られています。

鬼男爵から額 現在も三輪会館二階大広間正面に幅二・三尺、縦〇・七尺もある大きな漢詩の額が上げられています。

これは三田出身で文部少輔や東京帝国博物館総長を勤めた九鬼隆一男爵が、自筆の篆書を三輪村に寄贈したものです。

この額の揮毫について調べたところ、昭和五十八年八月に草雲書道会から発行された『九鬼隆一展図録』の五十七頁では、「持雲不可不蔽明與人不可不和氣」と読まれています。今回、小田文雄宮司の調査で、昭和三年五月に発行された『和漢



九鬼隆一男爵揮毫の匾額

名詩類選注釈」の「清言部」二九一頁に、次のように記載されていることがわかりました。
 「處事不可不斬截。存心不可不寬舒。持己不可不嚴明。與人不可不和氣」とあり、読み方として「事を処するには斬截ならざるべからず。心を存するには寛舒ならざるべからず。己を持するには嚴明ならざるべからず。人と與にするには和氣ならざるべからず」とあり、このうち後半の部分を引用したもののようです。

小田宮司によると、この漢詩の前半の意味は「すべての物事があるべきところに落ち着けるには、物事を断ち切つてたえさせるべきであり、人としての心構えは度量が広く思いやりがなければならない」というものです。三輪会館の額に記されている後半の部分は「自分に責任を持つとは、自分自身を厳しく評価し、全く疑いの余地がないように心がけなければならない。他人と力を合わせて物事をするためには、必ず人と人の間のむつまじい雰囲気配らなければならない」という意味です。また、昭和五年刊の『新註墨場必携』にも掲載されており、作者は明代の文人画家、陳繼儒（一五五八―一六三九）によるものようです。
 とここで、九鬼隆一はしばしば、三田藩主と間違えられますが、藩主は九鬼隆義子爵で、隆一は三田藩士星崎貞幹の次男として生まれ、六歳の頃、三田藩と姉妹藩にあたる綾部藩家老の元へ養子に行きました。維新後、慶応義塾に学び、明治政府の文部省で活躍し、後、米國特命全權公使として赴任、帰国後は、博物館長など文化財、美術行政に力を発揮した人です。

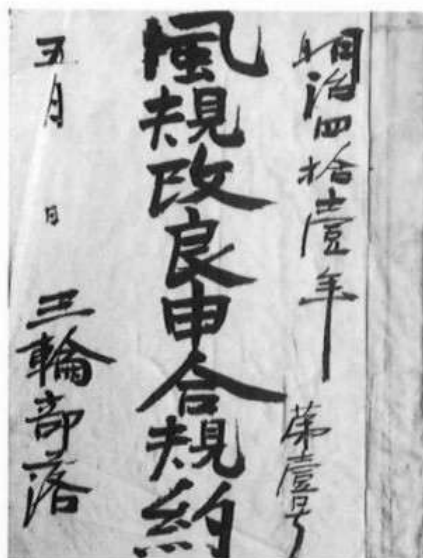
晩年には郷土にもしばしば帰り、大正三年に三田博物館を開設しましたが、昭和六年に隆一が死亡した後、戦時体制に入ったこともあって、昭和十六年に閉館されました。隆一は三田青磁にも造詣が深く、明神窯との関係で当時の三輪公会堂に寄贈したものとみられます。

また、このとき九鬼の意を受けて、芝虎山から高さ五十二坪の大三田青磁花瓶が贈られています。この花瓶は三田青磁のなかでも逸品とされています。

風紀改良 明治四十一年五月の「風紀改良申合規約 三輪部落」という規約が二冊あります。第一号（地家）の本文は印申合せ 刷され、漢字にはフリガナがつけてあります。規約の最後には西組連名として森脇駒造を筆頭に六十二名が署名捺印（もついでん）しています。もう一冊の第二号（町）は墨書で炭谷芳太郎を筆頭に七十二名の人が署名捺印しています。内容はほぼ同じで次の通りです

「風紀改良申合規約」 三輪部落

- 一、本村一般の風紀改良のため、村民一同申合わせ、本規約を締結す。よって村民は一同これを遵守すること。
- 二、将来本村に戸籍を移し、または寄留して住居する者も本規約に加判、遵守すべく、又、家族、雇い人の行為については戸主及び雇い主その責を尽くすこと
- 三、賭博（とばく）は断じて為さざるのみならず、賭房を給与し、または賭博の周旋、使い歩きは一切これを為さざること（違約金十円）
- 四、村有山林及び他人の山林に立ち入り、樹木を伐り、または落葉、枯れ枝を拾得せざること（違約金五円と損害額の倍額）
- 五、家族または雇人にして戸主、雇い主に秘して穀類・果物等を持ち出し、間食または販売を為さず、また間食炊事宿、もしくは買い取りをせざること（違約金三元）
- 六、水火災予防として平素火の取り扱い、灰置き場、炊事場、湯殿、ランプ置き場等に注意し、消防用の唧筒（げんぷ）あるいは他の器具をなるべく設置し、発火の際は速やかに火元に駆けつけ、消防に努力し、大火に至らざる内に消し止むること。火元に直接の家人を除くその他、自家の家具を片付くるといふ姑息（こまか）の行為を為さざること（違約金五円）



風紀改良規約（表紙）

十、本規約に違反し、違約金を出す者にして資力なき者は、一日金四十銭の割合にて村の日役を努めること。

十一、違約金は区長これを保管し、青年団体の基本金あるいは村の協議費に充当し、毎年初総会の際、収支の決算報告を為すこと。

十二、本規約に違反し、違約金を出すことを拒み、または日役を努めざる者は、警察署へ説諭を請うか、又、追訴して履行を為さしむること。

以上右の条々確守の証として左に記名捺印候也

申し合わせ事項に違反したものは、違約金を出し、区民に謝罪することにしてはいますが、特に賭博については厳しくなっています。当時はそれだけ、賭博が横行していたのかもしれない。

停車場北に

明治初年に神戸でガス灯が点灯され、それが次第に地方にも伝わり、町は明るくなりました。三輪でも商店三田発電所の屋根の上にカンテラ灯が取り付けられ、点灯夫が毎日脚立を持って回り、火をつけていました。燃料は灯

七、伝染病の流行を防ぐために、伝染病患者はもちろん、

疑いある患者を隠さざること。これを見聞したるものは

直に衛生組合長へ通知すること（違約金三円）

八、人または他人の物件、家屋に悪戯わづかを加え、または婦女

に卑猥ひわいの行為を為さざること（違約金三円）

九、四項より八項に至る違反者を見聞して、これを区長ま

たは衛生組合長に通告せざる者は、違約者同様の違約金

を出して謝罪するものとする。違反者を見聞して人より

先に通告したものは、区長の任意により、相当賞金を付

与すること

油でしたが、当時はずいぶん明るく感じたそうです。

四十年頃に箕面有馬電気会社が設立され、四十三年七月、阪鶴鉄道（現ＪＲ）三田停車場北側に三田発電所が設立されました。火力で発電して三田、三輪地区の三百戸ほどの家庭に電気を供給しました。

場所は現在の油谷発条駐車場のところであり、発電能力は百馬力程度でした。当初、昼は工場や事業所へ送電され、一般家庭へは夕方から送電があり、翌朝になると送電がストップしました。このためラジオを買っても昼線がなく、充電電池が必要なと、電灯料金が高かったので、電気を引く家庭は少なかったようです。その後、次第に受電家庭が増え、山口村を経て有馬温泉へも送電するようになり、有馬町二千燈、三田町二千燈余が文化の恩恵に浴しました。

大正七年二月に阪神電灯会社と改称され、送電能力も増え、各種の工業で機械を動かす原動力となり、商店では照明、その後次第にポンプアップなど灌漑用としても利用されるようになりました。大正十四年、三輪青年会宛の定額電灯料金は十燭一灯で八十五銭となっています。たぶん街灯の料金だったのでしょうか。電球が切れると、白井電気店へ持っていくと無料で交換してもらえました。

桑原、山田、本庄、貴志、高平方面は小柿の羽東川発電所から送られていました。昭和十七年四月に小規模な電気会社が合併し、関西配電株式会社と改称、送電範囲もさらに広がっていきました。

4 三輪の講

明神講

昔は各組に明神講とか日待講などがあり、二カ月に一回程度開かれていましたが、太平洋戦争勃発後は常会と呼ばれるようになり、現在も一部続いているところもありますが、ほとんど開かれなくなっています。

昔は各区郷（現在の組）ごとに盛んに講が開かれていました。明神講は毎月一か六のつく日のうち都合の良い日を選び、各家々を順番に回り、「三輪明神」の掛け軸をかけてお祭りをしています。講が終わった後、昔はこの日に頼母子をしたり、



御花講の講帳

会食をしながら飲談したりしていましたが、次第に常会の場としての役割を果たすようになり、現在では一部の組で月一回開いています。

六組（現十組）では天保三年の「酒之通」が保存されており、同講には明治から現在まで十三冊の掛銭帳が残されています。また、講の順番を決める十五本のこよりがあり、これを引いて当番の順番を決めています。

明神講の当日は、軸をかけて三宝に神酒二本、洗米をお供えし、組長にあわせて全員が参拝し、組長が洗米をひとつまみと、御神酒をいただきます。その後全員が同じ動作を繰り返します。

現在では区費、新年会、運動会、衛生費等を含めて集金し、年間の決算をして、親睦旅行等に当てています。昭和三十年頃まで区費が各戸ばらばらになっていて、半戸分、二戸分、三戸分、十戸分など段階になって毎年組長が区費を決めるので大変でした。中には戸主が死亡して区費を下げようとする、「そのままにしておいてほしい」とか、上げようとする、「高すぎる」ともめていました。現在では一律に区費が年間四千円と衛生費が五百円、計四千五百円となっています。もめることもなくなっています。

御花講

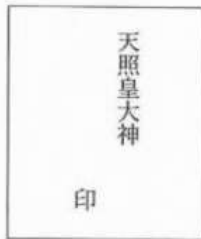
御花講は香下羽東山の十一面観音を信仰する人たちの集いで、慶應四年八月から昭和四十年代の講帳が残っています。講員は一定額の掛け金をして、年に一度開かれる御花講を楽しみにしていました。毎年秋の彼岸の中日に羽東山頂にある観音堂で開かれることになっていました。前もって講員の家には護摩木が配られ、それぞれ「家内安全」「健康成就」など願い事を書いておき、当日は三輪から歩いて羽東山頂へ向かいました。お参りに続いて護摩が焚かれ、仏事が終わ

ったあと酒食が振る舞われました。当日、都合で参加できなかった人たちにはご供さんとお札を配っていました。講員は三輪村の住民は全員講員になる習わしがあり、近郷をはじめ、藍、本庄、遠くは北神の小名田方面にもあり、多いときは講員が百数名、その他の参拝客のお参りもあり、露天商が出たこともあったということです。

しかし、戦後次第に信仰の度合いも薄れてきたため、昭和四十年九月二十四日に世話人会議を開いて休会することになりました。そして手持ちの講持金は全額台風二十三号で傷んだ観音堂の修復資金として寄進することになりました。同年十二月に手持金三万二千七百五十六円は講を代表して講元の山見家から羽東山香下寺住職、上田大雲師に手渡されました。当初は休講の予定でしたが、実質的にはこのときで解散となってしまいました。

伊勢講

伊勢講は幕末から維新前後にかけて始まったようです。現在引き継がれているのは、次の掛け軸二本と明治二十一年正月「伊勢講帳箱」の墨書がある木箱などです。



その木箱のなかには、同二十二年丑十一月吉日から始めた「伊勢講掛銭覚帳」以降の掛銭帳や西組伊勢講、脇内藤右衛門外七名名義の「三輪貯金銀行」と、「兵庫興勸業銀行」の預金通帳などが納められています。

同講は、三輪神社社務所前から上野坂に通じる字宮ノ越に約八百平方尺の土地を所有しています。土地を所有した経緯はわかっていますが、木箱の裏面には、脇内治作、同藤右衛門、馬場直太郎、梶谷豊次郎、指尾兼吉、植野仙助、炭田伝兵衛、同留吉、岡尾市之助の九名の名前が書かれています。このうち二名は途中で退会したのか、棒線で消されています。

三輪貯金銀行の通帳は、明治三十二年一月十七日付で十年間の期限付となっています。明治三十七年五月現在の預金高は、

三十三円六十一銭七厘でした。これらの地代の収益によって年一回、講員が揃ってお伊勢参りをしました。

その後、地代家賃統制令や固定資産税の高騰の関係から、実質的な収益が減少し、講員の自己負担で四、五年に一回お参るするだけで、行事そのものも簡素化されています。

昔は松の内に当番の宿を持ち回りで、床の間に「天照大御神」のお軸を飾って参拝し、儀式のあとご馳走を出して歓談していました。現在では毎年四月に講員七名が三輪会館に集まり、お軸に参拝のあと、御神酒を盃一杯ずついただくだけ、という質素なものとなっています。資料の保管や諸業務は、輪番制で当番の講員がおこなっています。

大歳講

大歳講は文化文政の頃より続いていたようです。大歳講掛帳帳によると、明治十一年から十五年間の帳面には、一戸あたりの掛銭は四十二銭から一円六十銭などいろいろで、二十名ほどの名が記録されています。大歳講には二畝歩の講田がありました。明治十九年にはこの講田から、米二斗七升二合、一円三十八銭の年貢米と掛銭で年三回大歳宮の祭祀をしていました。講田にも年間四十五銭の地租をはじめ地方税、役場費、郡費、村費等の税金がかかりました。

昭和三十六年に講田を坪千五百円で日本ケーブルシステムに売却し、四十三年まで大歳宮の祭祀をし、残金十万四千九百九十二円は神社会計に納め、解散しました。

同行講

同行というのは仏事の手伝いをする組（人たち）のことで、土葬の墓掘りが主な仕事でした。鶴、亀、鐘、白衣、紙花、生花など仏具、道具を買い揃え、一つの同行は十人未満で構成されていました。藪内家付近に同行帳が残っています。一号帳は明治十一年二月、二号帳は明治二十六年二月十五日、三号帳は大正三年十一月五日のものです。掛銭は四十〜四十五銭ほどで年三回集金していました。大正末頃まで続き現在、掛銭はしていませんが、同行のつき合いは残っています。

その他の講

六組（現十組）では現在も月一回お日待講が続いています。しかし、能勢妙見を崇拜する妙清講や地藏講、稲荷講、毘沙門講、行者講、御茶講、祭礼講、神楽講、念仏講、観音講などがありました。現在はなくなっています。